「山梨県立富士北稜高等学校」自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争入札公告

自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る一般競争入札を次のとおり実施します。

平成２９年１２月１５日

山梨県立富士北稜高等学校長　渡邉　信介

1　一般競争入札に付する事項

(1)　貸付物件

次の貸付物件ごとに入札に付します。

施　設　名：**山梨県立富士北稜高等学校**

所　在　地：**富士吉田市新西原一丁目２３－１**

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目
1	①２号棟３階ホール東側(一番奥)の建物内 ②２号棟３階ホール東側(奥から四番目)の建物内	①1.5㎡(幅1.5m×奥行1m) ②1.5㎡(幅1.5m×奥行1m)	２台	①清涼飲料等(缶、ペットボトル容器) ②乳製飲料等(紙パック容器)
2	①２号棟３階ホール東側(奥から二番目)の建物内 ②２号棟３階ホール東側(奥から三番目)の建物内	①1.5㎡(幅1.5m×奥行1m) ②1.5㎡(幅1.5m×奥行1m)	２台	清涼飲料等(缶、ペットボトル容器)
3	①１号棟及び２号棟中庭(一番東側)の土地 ②１号棟及び２号棟中庭(真ん中)の土地 ③１号棟及び２号棟中庭(一番西側)の土地	①1.5㎡(幅1.5m×奥行1m) ②1.5㎡(幅1.5m×奥行1m) ③1.5㎡(幅1.5m×奥行1m)	３台	清涼飲料等(缶、ペットボトル容器)

(2)　貸付期間

平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで(貸付期間の更新はありません。)

(3)　用途

自動販売機(飲料)の設置・運営に限ります。

2　入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

②　自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。

③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

④　貸付物件番号１については、法人にあっては富士吉田市内に本店を有し、個人にあっては富士吉田市内に事業所等を設けて事業を営んでいること。その他の貸付物件については、法人にあっては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。

⑤　山梨県税を滞納していないこと。

⑥　物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 14 年２月 28 日山梨県告示第 64 号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

⑦　この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

3　募集要項の配布場所及び配布期間

(1)　配布場所

山梨県立富士北稜高等学校(富士吉田市新西原一丁目２３－１)

(2)　配布期間

平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 26 日までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日山梨県条例第 6 号）第１条に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで、及び午後１時から午後４時４５分まで

4　現地説明会

(1)　集合場所

山梨県立富士北稜高等学校内会議室

(2)　日時

平成 29 年 12 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分

5　入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参又は郵送してください。

(1)　申込期間

平成 30 年 1 月 12 日(金)から平成 30 年 1 月 26 日(金)までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日山梨県条例第 6 号）第１条に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで、及び午後１時から午後４時４５分まで（郵送の場合は**平成 30 年 1 月 12 日(金)から平成 30 年 1 月 26 日(金)まで**の消印有効）

(2)　申込場所

山梨県立富士北稜高等学校　事務室(富士吉田市新西原一丁目２３－１)

6　入札

(1)　入札及び開札の日時及び場所

日　時：**平成 30 年 2 月 19 日(月) 午後 1 時 30 分**

場　所：**山梨県立富士北稜高等学校内会議室**

(2)　無効な入札

- 入札に参加する資格のない者がした入札
- 入札に関して不正の行為があった入札
- 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- １物件につき、１人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は１人で２以上の代理をした者の入札
- 入札書の入札数字を訂正した入札
- 担当職員の指示に従わない者がした入札
- 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

7　落札者の決定

- 県が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、販売種類の多様化を確保し、複数の事業者への貸付けを推進するため、貸付物件番号２及び３については、同一事業者による複数設置を制限する方式とします。ついては、貸付物件番号２を落札順位１とし、貸付物件番号３を落札順位２として落札順位を定め、その順に開札を行い、落札順位１で落札者（又は採用者）として決定した者（以下「上位落札者

等」という。）が提出した落札順位２の入札書は無効とします。なお、落札順位２において他に有効な入札書の提出がない場合又は予定価格以上の有効な入札書がない場合は、上位落札者等の入札書は無効とせず有効とします。

・　落札者となるべき者が２者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

８　その他

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

免除

ただし、契約金額が 50 万円以上の場合は契約金額の 100 分の 10（1 円未満切上げ）の契約保証金の納付が必要となります。

(3)　契約書作成の要否

要

(4)　その他

詳細は、募集要項によります。